

第2号会計年度任用職員の給与に関する訓令

令和2年3月31日
本部訓令第10号

この訓令は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）第15条第1項に規定する第2号会計年度任用職員の給与の支給に関し、必要な事項を定めたものである。